

保護者の皆様へ
～ 郡山市教育委員会からのお願い ～

平成30年5月
郡山市教育委員会

日頃から、本市学校教育の充実・発展にご協力いただき、誠にありがとうございます。

部活動・特設活動は、学校教育の一環として児童生徒の自主性、協調性等の社会性の涵養や競技力・技能の向上、異年齢集団との交流を通じた好ましい人間関係の構築などを目的として実施しております。しかしながら、休養等を十分に確保しないことによる児童生徒の身体的な疲労の蓄積をはじめ、学習や趣味、家族との触れ合い、地域の活動に参加する時間が十分に確保できていないという課題が見られることから、その改善を図ることを目的に「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」を策定いたしました。

策定にあたっては、平成29年度に、医師、弁護士、大学教授等の方々を委員とする「郡山市立小・中学校部活動等のあり方に関する検討会」を立ち上げ、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、福島県教育委員会の「多忙化解消アクションプラン」の内容を踏まえて協議を重ねてまいりました。

本指針は、休養日並びに活動時間のルール等について定めたものであり、平成30年8月より本指針に則った部活動等を実施してまいります。部活動等が持つ本来の意義を達成しながら、児童生徒や教職員にとって過度な負担にならない部活動等となるよう取組んでまいりたいと考えておりますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」について

「児童生徒の総合的な人間形成の場となる部活動等」と「教職員のワーク・ライフ・バランスを実現する部活動等」を目指し、「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」を策定しました。

「郡山市立学校部活動等のあり方に関する指針」（抜粋）

- 休養日のルール：活動日は、上限で週5日間とする。
 - ・ 全市一斉の部活動休養日を設定する。
 - 〔 第3日曜日（家庭の日）
 - 〔 お盆期間（8月13日から16日）
 - 〔 年末年始期間（12月29日から1月3日）
 - ・ 平日に1日以上休養日を設定する。
 - ・ 週休日に1日以上休養日を設定する。
 - ・ 週休日に2日間にわたって大会やコンクール等のために活動した場合は、翌週の平日に週休日分の休養日を必ず1日確保する。
- 活動時間のルール
 - ・ 平日は2時間以内とする。
 - ・ 週休日や祝日、長期休業日は3時間以内とする。
 - ・ 対外（練習）試合・講習会等で、終日にわたって活動する場合は、翌週の平日に休養日を必ず1日確保する。
 - ・ 朝の練習は、原則行わないものとする。（実施する場合は、限られた期間等の特設活動部のみとし、校長が必要と認めた期間と活動時間の中で行うものとする。）
- 部活動等に係る活動方針の策定・活動計画の作成等
 - ・ 学校は、本市の指針に則り、毎年度「部活動等に係る活動方針」を策定し、公表する。
 - ・ 指導者は、休養日を設定した月ごとの活動計画を作成し、校長の承認を得た上で活動する。
 - ・ 校長は、適切な休養日が設定されているかを精査し、承認する。その活動計画を保護者に周知する。

※「週休日」とは：土曜日、日曜日をさします。